

令和3年8月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和3年8月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和3年8月27日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所ふるまち庁舎4階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第15号 令和4年度使用新潟市立高等学校用 教科用図書採択について…………… 1</p> <p>議案第16号 令和4年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用 教科用図書採択について…………… 1</p> <p>議案第17号 新潟市公文書管理条例施行に伴う関係法令の制定、廃止 及び一部改正について…………… 3</p> <p>議案第18号 令和3年9月議会定例会の議案について…………… 3 5</p> <p>議案第19号 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する 点検・評価（案）について…………… 4 1</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度教育委員会施策説明に係る主な意見・質問について…………… 1 ・令和3年度全国高等学校総合体育大会の結果について…………… 当日配布 ・市立学校園における感染者の状況等について…………… 当日配布 ・和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について…………… 4 <p>第4 次回日程</p> <p>9月定例会 令和 3年 9月28日（火）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

議案第15号

令和4年度使用新潟市立高等学校用教科用図書の採択について

議案第16号

令和4年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書の採択について

議案第15号及び議案第16号の教科用図書の採択について、議決を求める。

令和3年8月27日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

資料は別冊のとおりとする。

議案第 17 号

新潟市公文書管理条例施行に伴う関係法令の制定、廃止及び一部改正について

新潟市公文書管理条例施行に伴う関係法令の制定、廃止及び一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 3 年 8 月 27 日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

新潟市公文書管理条例施行に伴う関係法令の制定、廃止及び一部改正について

1 理由

新潟市公文書管理条例が令和 3 年 10 月 1 日施行されることに伴い、必要な事項を定めた新潟市教育委員会行政文書管理規則を制定し、あわせて現行の教育委員会規程を廃止する。

また、同条例において「公文書」の定義が変更されることなどから、教育委員会規則の所要の改正を行う。

2 内容

・新潟市教育委員会行政文書管理規則

条例施行に伴い必要な事項を定めた規則を制定する。

・新潟市教育委員会文書取扱規程及び新潟市立学校文書取扱規程を廃止する規程

現行の取扱規程について、条例施行及び規則制定のため廃止する。

・新潟市情報公開条例施行規則

「公文書」を「行政文書」に改正する。

- ・新潟市教育委員会公印規則

「公文書」を「行政文書」に改正する。

第8条中「新潟市文書規程（昭和42年新潟市訓令第2号）第3条第16号に規定する文書管理システム」を「新潟市行政文書管理規則（令和3年新潟市規則第48号）に規定する文書管理システム」に改正する。

- ・新潟市教育委員会事務専決規程

「公文書」を「行政文書」に改正する。

3 施行期日

令和3年10月1日

関・公文書の定義)
 の管理
 保存、移管、廃棄等)
 公文書の保存、利用等
 法人等の文書管理等)

【第1章】 総則

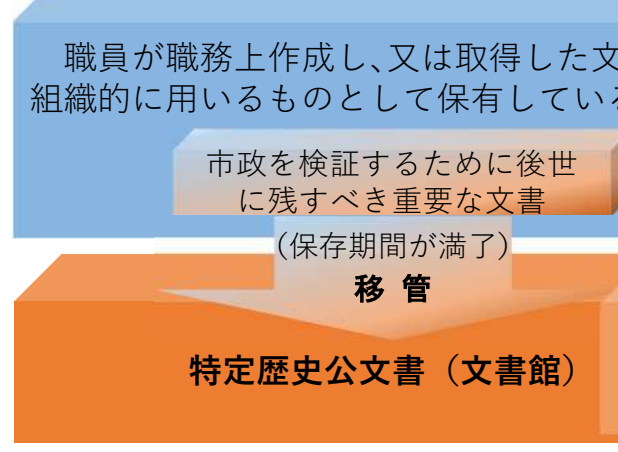
文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存・利用等を図ることで、

- ・ 市政が適正かつ効率的に運営されるようにする
- ・ 公正で開かれた市民主体の市政を推進することで市民自治の確立を目指し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする

【第2条第1項】 実施機関

市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、市土地開発公社

※情報公開条例・個人情報保護条例の実施機関と同じ



実施機関

作成
 市の諸活動を現在及び将来
 明する責務を果たすため
 めた意思決定に至る過程」
 事業の実績」
 跡付け又は検証することが
 文書を作成しなければなら
 効率性
 事案が軽微なもの
 と踏まえ厳格かつ限定的に)

【第5条】 整理 R4.4.1～

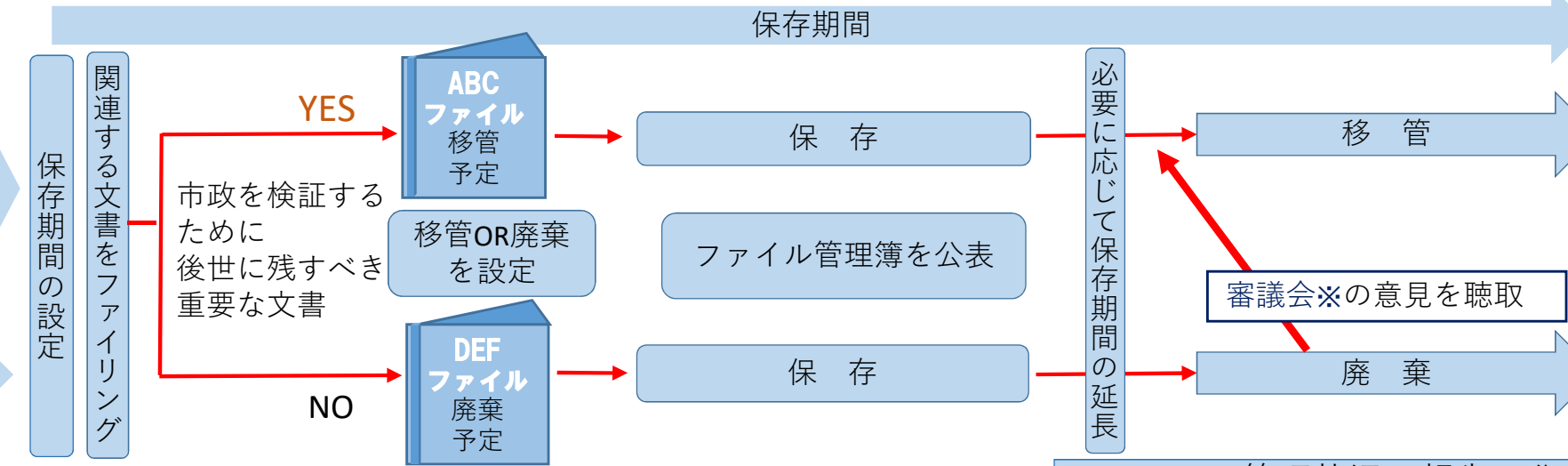
- ・ 保存期間を設定
- ・ 相互に密接に関係する文書をファイリング
- ・ 保存期間満了時の措置 (移管OR廃棄) をあらかじめ設定

【第6条、第7条】 保存 R4.4.1～

- ・ 適切な保存
- ・ 保存期間の延長可能
- ・ ファイルの名称等を記載した管理簿を調製・公表

【第8条】 移管又は廃棄

- ・ 廃棄しようとするときは、意見を聴取
- ・ 移管するファイルについて、行うことが適当な場合は、



市長 (文書館)

施行日～
 【第21条】 保存等
 保存状態、時の経過、利用
 に応じ適切に保存

【第11条～第17条、第19条・第20条】 利用 (閲覧等)



【第9条】 管理状況の報告・公表

【第4章】 【第24条～第28条】

- ・ 職員に対し必要な研修を行う
- ・ 出資法人・指定管理者は、条例
 とり、保有する文書の適正な管

新潟市教育委員会行政文書管理規則をここに公布する。

令和3年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会行政文書管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号。以下「条例」という。）（行政文書の管理に関する規定に限る。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(総括文書管理者)

第3条 教育委員会に総括文書管理者を置く。

2 総括文書管理者は、教育総務課長をもって充てる。

(文書管理者)

第4条 所掌事務に関する行政文書の管理の実施責任者として、文書管理者を置く。

2 文書管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）第3条に規定する課（以下「課」という。）の長

(2) 新潟市教育委員会組織規則第2条に規定する機関（以下「機関」という。）のうち、課に相当するものとして教育委員会が別に定める機関の長

(3) 新潟市立の小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校及び幼稚園（以下「学校」という。）の長

(4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして総括文書管理者が定める者

(行政文書ファイル管理簿の記載事項)

第5条 条例第7条第1項の別に定める事項は、次に掲げる事項（学校にあつては、第6号に掲げる事項を除く。）とする。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間（条例第5条第5項に規定する保存期間をいう。以下同じ。）
- (4) 保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置
- (5) 次のア又はイに掲げる行政文書ファイル等（条例第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の区分に応じ、当該ア又はイに定める日の属する年度その他これに準ずる期間

ア 行政文書ファイル 当該行政文書ファイルを作成した日

イ 単独で管理している行政文書 当該行政文書を作成し、又は取得した日

- (6) 前号に規定する日における文書管理者
- (7) 保存期間の起算日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(廃棄の措置の変更手続)

第6条 総括文書管理者は、条例第8条第4項の規定により市長から意見を述べられた場合において、当該意見に係る行政文書ファイル等（同条第2項に規定する行政文書ファイル等をいう。以下同じ。）を市長に移管することが適切であると認めるときは、当該行政文書ファイル等を市長に移管するものとする。

2 総括文書管理者は、前項の規定による移管をしようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者に引き継ぐ前に当該移管に係る行政文書ファイル等を管理していた文書管理者の意見を聴くものとする。

(この規則に定めがない事項)

第7条 行政文書の管理に関し、この規則に定めがない事項については、別に教育委員会

が定めるもののほか、市長部局における行政文書の管理の例による。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会文書取扱規程及び新潟市立学校文書取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

令和3年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育長訓令第 号

新潟市教育委員会文書取扱規程及び新潟市立学校文書取扱規程を廃止する規程次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 新潟市教育委員会文書取扱規程（昭和58年新潟市教育長訓令第1号）

(2) 新潟市立学校文書取扱規程（平成22年新潟市教育長訓令第3号）

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(新潟市教育委員会文書取扱規程の廃止に伴う経過措置)

2 新潟市教育委員会（新潟市立の小学校、中学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校及び幼稚園（以下「学校」という。）を除く。）における文書の整理、保存、廃棄等及び歴史的文書の保存については、令和4年3月31日までの間は、新潟市文書規程を廃止する規程（令和3年新潟市訓令第8号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規程による廃止前の新潟市文書規程（昭和42年新潟市訓令第2号）第54条から第57条まで、第64条、第65条第1項、第66条、第67条、第70条第1項、第77条及び別表第1の規定を準用する。

(新潟市立学校文書取扱規程の廃止に伴う経過措置)

3 学校における文書の整理、保存、廃棄等及び歴史的文書の保存については、本則第2号の規定による廃止前の新潟市立学校文書取扱規程第19条、第22条、第25条第1項及び第2項、第26条並びに第27条の規定は、令和4年3月31日までの間は、な

おその効力を有する。

新潟市教育委員会公印規則及び新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会公印規則及び新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 新潟市教育委員会公印規則(昭和44年新潟市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公文書」を「行政文書」に改める。

第8条第1項中「新潟市文書規程(昭和42年新潟市訓令第2号)第3条第16号」を「新潟市行政文書管理規則(令和3年新潟市規則第48号)第5条第3項」に改める。

別表第1中「公文書」を「行政文書」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第4号（第11条の2関係）

年 月 日	
電子印使用開始申請書	
教育総務課長 様	長
次のとおり電子印を使用したいので申請します。	
公印名	
当該行政文書名	
電子印の規格	タテ ヨコ ミリメートル
電子印の登録日	年 月 日
電子印使用開始日	年 月 日

別記様式第5号（第11条の2関係）

年 月 日	
電子印廃止報告書	
教育総務課長 様	
長	
次のとおり電子印の使用をとりやめたので報告します。	
公印名	
当該行政文書名	
電子印の規格	タテ ヨコ ミリメートル
電子印使用開始日	年 月 日
電子印の使用をやめた日	年 月 日
電子印の印影を消去した日	年 月 日

（新潟市情報公開条例施行規則の一部改正）

第2条 新潟市情報公開条例施行規則（昭和62年新潟市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「公文書」を「行政文書」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

新潟市教育委員会公印規則(昭和44年教育委員会規則第5号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考																																
<p>○新潟市教育委員会公印規則 昭和44年7月21日教育委員会規則第5号 (公印の定義) 第2条 この規則において「公印」とは、行政文書に使用する庁印及び 職印をいう。 (公印の押印の手続) 第8条 公印の押印を必要とする職員は、文書管理システム（新潟市 行政文書管理規則（令和3年新潟市規則第48号）第5条第3項）に規 定する文書管理システムをいう。以下同じ。）に公印の使用の申請 を登録し、押印を必要とする文書を管理者又は取扱者に提示しなけ ればならない。</p>	<p>○新潟市教育委員会公印規則 昭和44年7月21日教育委員会規則第5号 (公印の定義) 第2条 この規則において「公印」とは、公文書に使用する庁印及び 職印をいう。 (公印の押印の手続) 第8条 公印の押印を必要とする職員は、文書管理システム（新潟市 文書規程（昭和42年新潟市訓令第2号）第3条第16号）に規定する文 書管理システムをいう。以下同じ。）に公印の使用の申請を登録し、 押印を必要とする文書を管理者又は取扱者に提示しなければならな い。</p>																																	
<p>別表第1（第4条関係）</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p>																																	
<p>(1) 一般公印</p>	<p>(1) 一般公印</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格 (ミ リメ ート ル)</th> <th>書 体</th> <th>使用区分</th> <th>管理 者</th> <th>個 数</th> <th>保管 場所</th> <th>ひ な 形 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市教 育委員会 印</td> <td>正方 形 35</td> <td>て ん 書</td> <td>教育委員会 名をもつて する辞令及</td> <td>教育 総務 課長</td> <td>1</td> <td>教育 総務 課</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格 (ミ リメ ート ル)	書 体	使用区分	管理 者	個 数	保管 場所	ひ な 形 番 号	新潟市教 育委員会 印	正方 形 35	て ん 書	教育委員会 名をもつて する辞令及	教育 総務 課長	1	教育 総務 課	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格 (ミ リメ ート ル)</th> <th>書 体</th> <th>使用区分</th> <th>管理 者</th> <th>個 数</th> <th>保管 場所</th> <th>ひ な 形 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市教 育委員会 印</td> <td>正方 形 35</td> <td>て ん 書</td> <td>教育委員会 名をもつて する辞令及</td> <td>教育 総務 課長</td> <td>1</td> <td>教育 総務 課</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格 (ミ リメ ート ル)	書 体	使用区分	管理 者	個 数	保管 場所	ひ な 形 番 号	新潟市教 育委員会 印	正方 形 35	て ん 書	教育委員会 名をもつて する辞令及	教育 総務 課長	1	教育 総務 課	1	
名称	規格 (ミ リメ ート ル)	書 体	使用区分	管理 者	個 数	保管 場所	ひ な 形 番 号																											
新潟市教 育委員会 印	正方 形 35	て ん 書	教育委員会 名をもつて する辞令及	教育 総務 課長	1	教育 総務 課	1																											
名称	規格 (ミ リメ ート ル)	書 体	使用区分	管理 者	個 数	保管 場所	ひ な 形 番 号																											
新潟市教 育委員会 印	正方 形 35	て ん 書	教育委員会 名をもつて する辞令及	教育 総務 課長	1	教育 総務 課	1																											

新潟市教育委員会印	"	24	"	ひ公文書用 教育委員会 名をもつて する公文書 用	"	1	"	1
新潟市教育委員会教育長印	"	24	"	教育委員会 教育長名を もつてする 公文書用	"	1	"	3
新潟市公民館長印	"	18	"	公民館長名 をもつてす る公文書用	各公民館 長	1	各公民館	4
新潟市立図書館長印	"	18	"	図書館長名 をもつてす る公文書用	中央図書館, 豊栄図書館, 山の山 下図書館, 豊田	1	中央図書館, 豊栄図書館, 山の山 下図書館, 豊田	5

新潟市教育委員会印	"	24	"	ひ行政文書用 教育委員会 名をもつて する行政文 書用	"	1	"	1
新潟市教育委員会教育長印	"	24	"	教育委員会 教育長名を もつてする 行政文書用	"	1	"	3
新潟市公民館長印	"	18	"	公民館長名 をもつてす る行政文書 用	各公民館 長	1	各公民館	4
新潟市立図書館長印	"	18	"	図書館長名 をもつてす る行政文書 用	中央図書館, 豊栄図書館, 山の山 下図書館, 豊田	1	中央図書館, 豊栄図書館, 山の山 下図書館, 豊田	5

新潟市教育相談センター長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6

新潟市教育相談センター長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6
教育相談センター所長印	18	1	教育相談センター所長	図書 館, 新 津図書館, 白根図書館, 坂井図書館, 及西川図書館	6

新潟市立 総合教育 センター 所長印	" 18	"	総合教育セ ンター所長 名をもつて する公文書 用	総合教育セ ンター 所長	1	総合 教育 セン ター	7
新潟市公 民館運営 審議会議 長印	" 24	"	公民館運営 審議会議長 名をもつて する公文書 用	各公 民館 議長	各 1	各公 民館	9
新潟市立 図書館協 議会長印	" 24	"	図書館協議 会長名をも つてする公 文書用	中央 図書館, 豊栄 図書館, 亀田 図書館, 新 津図書館, 新 潟図書館, 白根 図書館	各 1	中央 図書館, 豊 栄図書館, 亀田 図書館, 新 潟図書館, 津図書館, 書館, 白根 図書館	1 0

新潟市立 総合教育 センター 所長印	" 18	"	総合教育セ ンター所長 名をもつて する行政文 書用	総合教育セ ンター 所長	1	総合 教育 セン ター	7
新潟市公 民館運営 審議会議 長印	" 24	"	公民館運営 審議会議長 名をもつて する行政文 書用	各公 民館 議長	各 1	各公 民館	9
新潟市立 図書館協 議会長印	" 24	"	図書館協議 会長名をも つてする行 政文書用	中央 図書館, 豊栄 図書館, 亀田 図書館, 新 津図書館, 新 潟図書館, 白根 図書館	各 1	中央 図書館, 豊 栄図書館, 亀田 図書館, 新 潟図書館, 津図書館, 書館, 白根 図書館	1 0

新潟市立 学校適正 配置審議 会委員長 印	" 24	"	学校適正配 置審議会委 員長名をも つてする公 文書用	教育 総務 課長	1 3	井輪 図書館及 び西川 図書館
新潟市文 化財保護 審議会長 印	" 18	"	文化財保護 審議会長名 をもつてす る公文書用	文化 スポーツ 部歴史文 化課長	1 4	図書館, 坂井輪 川図書館 及び西川 図書館の 館長
新潟市社	"	"	社会教育委	生涯	1	生涯

新潟市立 学校適正 配置審議 会委員長 印	" 24	"	学校適正配 置審議会委 員長名をも つてする行 政文書用	教育 総務 課長	1 3	井輪 図書館及 び西川 図書館
新潟市文 化財保護 審議会長 印	" 18	"	文化財保護 審議会長名 をもつてす る行政文書 用	文化 スポーツ 部歴史文 化課長	1 4	図書館, 坂井輪 川図書館 及び西川 図書館の 館長
新潟市社	"	"	社会教育委	生涯	1	生涯

会教育委員会 議長 印	18	18	員会議長名 をもつてす る公文書用	学習 センター 所長	学習 センター	6
新潟市立 幼稚園印	" 21	" 21	幼稚園名を もつてする 公文書用	各幼 稚園 長	各幼 稚園	1 7
新潟市立 小学校印	" 21	" 21	小学校名を もつてする 公文書用	各小 学校 長	各小 学校	1 8
新潟市立 中学校印	" 21	" 21	中学校名を もつてする 公文書用	各中 学校 長	各中 学校	1 9
新潟市立 高等学校 印	" 21	" 21	高等学校名 をもつてす る公文書用	各高 等学 校長	各高 等学 校	2 0
新潟市立 特別支援 学校印	" 21	" 21	特別支援学 校名をもつ てする公文 書用	特別 支援 学校 長	特別 支援 学校	2 0 の 2
新潟市立 中等教育	" 21	" 21	中等教育学 校名をもつ	中等 教育	中等 教育	2 0

会教育委員会 議長 印	18	18	員会議長名 をもつてす る行政文書 用	学習 センター 所長	学習 センター	6
新潟市立 幼稚園印	" 21	" 21	幼稚園名を もつてする 行政文書用	各幼 稚園 長	各幼 稚園	1 7
新潟市立 小学校印	" 21	" 21	小学校名を もつてする 行政文書用	各小 学校 長	各小 学校	1 8
新潟市立 中学校印	" 21	" 21	中学校名を もつてする 行政文書用	各中 学校 長	各中 学校	1 9
新潟市立 高等学校 印	" 21	" 21	高等学校名 をもつてす る行政文書 用	各高 等学 校長	各高 等学 校	2 0
新潟市立 特別支援 学校印	" 21	" 21	特別支援学 校名をもつ てする行政 文書用	特別 支援 学校 長	特別 支援 学校	2 0 の 2
新潟市立 中等教育	" 21	" 21	中等教育学 校名をもつ	中等 教育	中等 教育	2 0

中等教育 学校長印	21	校長名をも つてする 行政書用	教育 学校 長	教育 学校	4 の 3
--------------	----	-----------------------	---------------	----------	-------------

(2) 専用公印

名称	規格 (ミ リメ ート ル)	書 体	使用区分	管理 者	個 数	保 管 場 所	ひ な 形 番 号
新潟市教 育委員会 印	正 方 形 15	て ん 書	転入学校 指定通知 に関する 行政文書 用	学務 課長 各教 育支 援セ ンタ ー所 長	1 各 1	学務 課 各教 育支 援セ ンタ ー	2 5
〃	〃 24	〃	転入学校 指定通知 に関する 行政文書 に係る電 子印用	学務 課長	1	学務 課, 各 教育 支援 セン ター,	1

中等教育 学校長印	21	校長名をも つてする 公文書用	教育 学校 長	教育 学校	4 の 3
--------------	----	-----------------------	---------------	----------	-------------

(2) 専用公印

名称	規格 (ミ リメ ート ル)	書 体	使用区分	管理 者	個 数	保 管 場 所	ひ な 形 番 号
新潟市教 育委員会 印	正 方 形 15	て ん 書	転入学校 指定通知 に関する 公文書用	学務 課長 各教 育支 援セ ンタ ー所 長	1 各 1	学務 課 各教 育支 援セ ンタ ー	2 5
〃	〃 24	〃	転入学校 指定通知 に関する 公文書に 係る電子 印用	学務 課長	1	学務 課, 各 教育 支援 セン ター,	1

各区役所 区民生活課(中 央区役所 にあつては窓 ロサ ービ ス課) 及び出張 所	2 5 の 2	各教 育支 援セ ンタ ー	各 1	各教 育支 援セ ンタ ー所 長	各教育支 援センタ ー所管事 務及び区 内の機関 所管事務 で教育委	〃	〃 24	〃
---	------------------	---------------------------	--------	---------------------------------	--	---	---------	---

各区役所 区民生活課(中 央区役所 にあつては窓 ロサ ービ ス課) 及び出張 所	2 5 の 2	各教 育支 援セ ンタ ー	各 1	各教 育支 援セ ンタ ー所 長	各教育支 援センタ ー所管事 務及び区 内の機関 所管事務 で教育委	〃	〃 24	〃
---	------------------	---------------------------	--------	---------------------------------	--	---	---------	---

印				校長	校	
新潟市立 特別支援 学校印	"	45	"	特別 支援 学校 長	1	特別 支援 学校
				等用		3 0
				卒業証書 及び賞状 等用		
新潟市立 中等教育 学校印	"	45	"	中等 教育 学校 長	1	中等 教育 学校
				等用		3 1
				卒業証書 及び賞状 等用		

印				校長	校	
新潟市立 特別支援 学校印	"	45	"	特別 支援 学校 長	1	特別 支援 学校
				等用		3 0
				卒業証書 及び賞状 等用		
新潟市立 中等教育 学校印	"	45	"	中等 教育 学校 長	1	中等 教育 学校
				等用		3 1
				卒業証書 及び賞状 等用		

別記様式第4号（第11条の2関係）

電子印使用開始申請書 教育総務課長 様	年 月 日
表	
次のとおり電子印を使用したいので申請します。	
公印名	
当該行政文書名	
電子印の規格	タテ ヨコ ミリメートル
電子印の登録日	年 月 日
電子印使用開始日	年 月 日

別記様式第4号（第11条の2関係）

電子印使用開始申請書 教育総務課長 様	年 月 日
表	
次のとおり電子印を使用したいので申請します。	
公印名	
当該公文書名	
電子印の規格	タテ ヨコ ミリメートル
電子印の登録日	年 月 日
電子印使用開始日	年 月 日

※処理欄
 上記の申請を承認してよろしいでしょうか。

	受付	年	月	日
	決裁	年	月	日
	課長	補佐	係長	係

別記様式第5号（第11条の2関係）

電子印廃止報告書 教育総務課長 様 長	年 月 日
次のとおり電子印の使用をとりやめたので報告します。	
公印名	
当該公文書名	
電子印の規格	タテ ヨコ ミリメートル
電子印使用開始日	年 月 日
電子印の使用をやめた日	年 月 日
電子印の印影を消去した日	年 月 日

別記様式第5号（第11条の2関係）

電子印廃止報告書 教育総務課長 様 長	年 月 日
次のとおり電子印の使用をとりやめたので報告します。	
公印名	
当該公文書名	
電子印の規格	タテ ヨコ ミリメートル
電子印使用開始日	年 月 日
電子印の使用をやめた日	年 月 日
電子印の印影を消去した日	年 月 日

供 覧

	受付	年	月	日
	決裁	年	月	日
	課長			
	補佐			
	係長			
	係			

新潟市情報公開条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>○新潟市情報公開条例施行規則 昭和62年3月31日教育委員会規則第1号 新潟市情報公開条例施行規則 新潟市教育委員会が管理する行政文書に係る新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市情報公開条例施行規則(昭和62年新潟市規則第5号)の例による。</p> <p>附 則 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。</p>	<p>○新潟市情報公開条例施行規則 昭和62年3月31日教育委員会規則第1号 新潟市情報公開条例施行規則 新潟市教育委員会が管理する公文書に係る新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の施行に関しては、別に定めるもののほか、新潟市情報公開条例施行規則(昭和62年新潟市規則第5号)の例による。</p> <p>附 則 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。</p>	

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 月 日

新潟教育委員会

教育長

新潟市教育長訓令第 号

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程（平成 19 年新潟市教育長訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち 1 の表第 2 項中「公文書」を「行政文書」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

新潟市教育委員会事務専決規程(平成19年教育長訓令第3号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考																																
<p>○新潟市教育委員会事務専決規程 平成19年4月1日教育長訓令第3号 別表 (第3条関係)</p> <p>備考 別表中「○」の記載のあるものは、当該事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。</p> <p>1 共通事務に係る専決権限事項表 (1) 庶務に関する事項表</p> <table border="1" data-bbox="651 1249 1315 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長等</th> <th>係長 (係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 行政文書を閲覧に供し、又は行政文書の写しを交付すること。</td> <td></td> <td>重要なもの</td> <td>軽易なもの</td> </tr> <tr> <td>3～14 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	教育次長	課長等	係長 (係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)	1 略				2 行政文書を閲覧に供し、又は行政文書の写しを交付すること。		重要なもの	軽易なもの	3～14 略				<p>○新潟市教育委員会事務専決規程 平成19年4月1日教育長訓令第3号 別表 (第3条関係)</p> <p>備考 別表中「○」の記載のあるものは、当該事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。</p> <p>1 共通事務に係る専決権限事項表 (1) 庶務に関する事項表</p> <table border="1" data-bbox="651 394 1315 1144"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>教育次長</th> <th>課長等</th> <th>係長 (係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付すること。</td> <td></td> <td>重要なもの</td> <td>軽易なもの</td> </tr> <tr> <td>3～14 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	教育次長	課長等	係長 (係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)	1 略				2 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付すること。		重要なもの	軽易なもの	3～14 略				
項目	教育次長	課長等	係長 (係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)																															
1 略																																		
2 行政文書を閲覧に供し、又は行政文書の写しを交付すること。		重要なもの	軽易なもの																															
3～14 略																																		
項目	教育次長	課長等	係長 (係及び室を置かない組織においては、課長等が専決するものとする。)																															
1 略																																		
2 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付すること。		重要なもの	軽易なもの																															
3～14 略																																		

市議会に提案前のため、非公開での実施を予定しております。
議会開催（9月10日）まで取扱いにご注意くださいますようお願いいたします。



議案第18号

令和3年9月議会定例会の議案について

令和3年9月議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

令和3年8月27日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

(1) 令和3年度新潟市一般会計補正予算について

1 スクール・サポート・スタッフ配置事業

(1) 事業概要

3密を避ける環境づくり等，新型コロナウイルス感染症対策の強化にかかる業務負担を軽減し，教員が本来業務に注力できるようにするため，小学校，中学校，中等教育学校，特別支援学校の合計165校へスクール・サポート・スタッフを配置する。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部 116,800千円

スクール・サポート・スタッフ配置にかかる経費

歳入の部 116,800千円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) スケジュール

○R3. 10月～ 任用開始（予定）

2 高等学校学習用端末等整備支援事業

(1) 事業概要

GIGAスクール構想の拡充のため、市立高等学校において、1人1台端末環境を整備します。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部		86,000千円
学習者用端末	1,250台	66,250千円
指導者用&予備用端末	173台	9,169千円
その他（保管庫、保険料など）		10,581千円

歳入の部		86,000千円
公立学校情報機器整備費補助金		34,650千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		51,350千円

(3) スケジュール

- R3. 10月～ 端末調達業者の選定
- R4. 1・2月 設置者負担（公費負担）による高等学校段階における1人1台端末環境の実現
- R4. 4月～ 高校GIGA 本格スタート

3 たがいに にいがた 魅力発見事業

(1) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、外出機会が減少した子どもたちに地域の魅力発見や地域理解への校外学習等を実施することに対して支援します。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部 34,000千円

魅力発見コースを活用した校外学習等の実施に対する委託料
(小・中学校 68クラス 2,720名の参加を想定)

歳入の部 34,000千円

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) スケジュール

○R3. 10月～ 感染症の収束後に、参加校を募集・決定

4 電子図書館事業

(1) 事業概要

電子図書館システムを導入し、パソコンやスマートフォンを用いて、非来館・非接触でいつでも利用できる電子書籍の貸出・返却・予約を行う。電子書籍の活用により、図書館への来館や活字での読書が困難な方への読書環境の充実や、児童生徒のタブレットでの読書・学習活動の支援を図る。また、図書館システムと連携することで、紙の資料との一括検索が可能になるなど利便性の向上を図る。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部	20,000千円
システム導入開発費	8,250千円
システム利用料（1ヵ月）	193千円
電子書籍コンテンツ・書誌データ料（3,000点）	11,557千円

歳入の部	20,000千円
-------------	-----------------

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) スケジュール

- R3. 11月～ システム開発，電子書籍コンテンツ選定・発注
- R4. 2月～ サービス広報開始
- R4. 3月 サービス開始

5 学習支援のための図書購入等事業

(1) 事業概要

子どもたちが学校で調べ学習等を行う際、密集・密接を避けるために、できるだけ少ない人数で図書を共有できるよう、学校貸出セットの資料を追加購入するほか、各図書館でも調べ学習ができるよう図書を購入し、学習を支援します。また、在宅時間の充実や感染予防などへの関心に対応するため、各区の図書館で新たに資料を購入し、読書環境の充実を図ります。そのほか、幼稚園・保育園などで密集・密接を避けながら活用してもらえるよう、団体貸出用の図書を拡充します。

(2) 一般会計予算補正額

歳出の部	10,000千円
学習支援のための図書購入（約500冊）	4,774千円
在宅時間充実等のための図書購入（約2,400冊）	4,320千円
団体貸出用図書購入（約600冊）	906千円
歳入の部	10,000千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	

(3) スケジュール

- R3. 10月～ 図書の選定・発注
- R3. 11月～ 図書が納品され、準備ができたものから貸出開始

議案第19号

教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の

議会報告について

教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会報告を、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和3年8月27日提出

新潟市教育委員会

教育長 井崎 規之

別冊のとおり

報 告

令和3年度教育委員会施策説明に係る主な意見・質問について（報告）

1 説明概要

(1) 実施期間

令和3年7月21日～30日までの間、全区自治協議会の場において実施

(2) 出席者

各区教育支援センター長

※中央区のみ教育政策室長

(3) 説明内容

令和3年度教育委員会の施策について

2 主な質問・要望

【コミュニティ・スクール関係】

- 「学校運営協議会」は、教育ビジョンの承認をする等の役割があるようだが、教育関係者が意見を言い始めたら、コミ協のような（専門的ではない）地域の人間は何も言えなくなるのではないか。（東区 コミ協関係者）
- 今後、学校から地域やPTA 関係者などに具体的な説明があるのか。
(江南区 コミ協関係者)
- 地域と一体となった学校づくり（パートナーシップ事業）はすでにやっている。今やっていることとコミュニティ・スクールとの関わりは。（秋葉区 コミ協関係者）
- 新たに事務局員を採用するが、制度に詳しい方でないと滞るのではないか。
(秋葉区 有識者)
- R4年度からCSが始まるがこれまでの学校評議員の制度は終了し、学校運営協議会に代わるという認識でよいのか。（西区 自治協議会長）

【GIGA スクール関係】

- タブレット端末と黒板を書き写すので理解力に差が出るのではないか。検証の仕方はあるのか。（中央区 コミ協関係者）
- 児童生徒が端末を持ち帰っている。小須戸まちづくりセンターで学習したくてもWi-Fi環境がなくて使えない。整備計画はあるのか。（秋葉区 コミ協関係者）
- 端末の持ち帰りが始まったが、動画サイトの閲覧、不愉快な言葉の投稿など、情報モラルが心配される。学校から「学童クラブでは当面ペーパーベースの課題をやり、端末は使わない」ように話があった。使用方法とモラルをセットで指導してほしい。
(秋葉区 NPO 協関係者)

- GIGA スクールについて、学校ではどのような状況か。ICT 機器に対応困難（能力面、家庭の機器環境面）な子供がいるのではないか。きめ細かいサポートが必要では。（西区 コミ協関係者）

【安心・安全関係】

- 子どもたちの登下校は「見守り隊」や自治会のボランティアの人たちが見てくれているが、スクールガードリーダーが必要になるほど（見守り隊だけでは心配なくらい）、危険な状況になっているということなのか。（東区 公的団体関係者）
- スクールガードリーダー配置事業における、警察 OB の方は具体的にどのような活動を行うのか。（江南区 コミ協関係者）

【就学援助関係】

- 給付型の奨学金制度の制定はできないのか。（中央区 コミ協関係者）
- 「奨学金貸付事業」について社会人を対象とした奨学金制度が令和3年度は新規募集停止となっているが、なぜなのか。生涯学習推進の理念と相反する施策のように見えるが。（南区 老人クラブ連合会関係者）
- 就学援助事業について、予算が削減されており、後退ではないのか。
(西区 コミ協関係者)

【その他】

- 今回の施策から離れるが、ヤングケアラーの問題を心配している。対応を協議しているのか。（秋葉区 公募）
- 中学校の部活指導支援員の活用で、長岡市では体罰やセクハラが発生しており、支援員ガイドラインを作成し、採用時や研修に使用している。新潟市の現状は。
(西区 大学講師)
- WHOによって病気認定された「ゲーム障害」について教育委員会はどうに受け止め、対策していこうと考えているのか。（西蒲区 コミ協関係者）

《新潟市教育ビジョン 第4期実施計画》

これからの社会をたくましく生き抜く力の育成

～学・社・民の融合による人づくり, 地域づくり, 学校づくり～

「たくましく生き抜く力」とは

学校教育・・・目標に向かって自らの学びを生かしたり, 他者と協働したりしながら, 様々なことに挑戦し続ける力, また, その過程で自分を振り返り, 自分の成長を見出す力。

生涯学習・・・いくつになっても, 何度でも学びに向かおうとする意欲を持ち, 新たな自分を発見したり, 生きがいを見つけたりする力, また, 自分の学習成果を更なる活動に生かそうとする力。

新潟市の教育を推進する3つの視点

視点1

これからの社会で自信をもって自己実現していただける子どもを育てます。

- ・アフタースクール学習支援事業 6,094千円
- ・学習支援ボランティア派遣事業 4,800千円
- ・外国語指導助手 (ALT) 配置事業 41,098千円

視点2

学びの循環による人づくり, 地域づくりを進めます。

- ・家庭教育振興事業 9,079千円
- ・いいがた市民大学開設事業 5,400千円
- ・ブックスタート事業 3,377千円

視点3

地域と一体となった学校づくりを進めます。

- ・【拡充】コミュニティ・スクール推進事業 3,300千円
R2: モデル校12校 ⇒ R3: モデル校22校 ⇒ R4: 全校実施
- ・地域と学校パートナーシップ事業 135,828千円

G I G A スクール構想の推進

- ・学習用端末 (児童生徒1人1台) 貸借料 333,962千円
- ・【新規】ICT支援員配置事業 96,000千円
4校に1名配置
- ・iPadを用いた授業づくり研修等

学びの基盤を固める2つの視点

視点4

誰もが安心して学べる環境づくりを進めます。

- ・【見直し】就学援助事業 915,437千円

「真に援助が必要な家庭に, 必要な支援をする制度」となるよう生活保護を基礎とした見直しをすとともに, 新入学用品費の単価の増額や, 卒業アルバム代, PTA会費の費目を新たに追加する。

- ・奨学金貸付事業 89,200千円
- ・特別支援教育・支援員配置事業 607,213千円
- ・スクールガードリーダー配置事業 2,108千円

視点5

市民に信頼される, 魅力ある教育関係職員の育成に努めます。

- ・マイスター養成塾等教育関係職員研修事業 6,765千円
- ・事務支援員 (スクール・サポート・スタッフ) 配置事業 51,705千円
- ・部活動指導員配置事業 12,093千円

新しい生活様式への対応

- ・事務支援員 (スクール・サポート・スタッフ) 配置事業 (再掲) 51,705千円
R2当初: 大規模校25校 → R2補正後: 全校配置 (大規模校は2名配置)
⇒ R3: 大規模校39校
- ・地域教育コーディネーター連携強化事業 800千円
校務支援システムとの連携にかかる運用経費

インターハイ開催

バスケットボール女子 36,000千円
8月10日～15日

(会場: 東総合スポーツセンターほか)

新体操 8月21日, 22日 (会場: 東総合スポーツセンター)

令和3年度全国高等学校総合体育大会の結果について

1 新潟市開催競技について

○バスケットボール（女子）

日程 令和3年8月10日（火）～8月15日（日）

会場 新潟市東総合スポーツセンター、新潟市亀田総合体育館、新潟市秋葉区総合体育館

成績 優勝：桜花学園(愛知)、2位：大阪薫英女学院(大阪)、3位：岐阜女子(岐阜)、京都精華学園(京都)

新潟県出場校の成績

開志国際高等学校：準々決勝進出(ベスト8)、新潟中央：1回戦敗退

○新体操

日程 令和3年8月21日（土）～8月22日（日）

会場 新潟市東総合スポーツセンター

成績 男子団体

優勝：井原(岡山)、2位：神埼清明(佐賀)、3位：盛岡市立(岩手)

女子団体

優勝：常葉大常葉(静岡)、2位：金蘭会(大阪)、3位：日ノ本学園(兵庫)

男子個人

優勝：済美(岐阜)、2位：埼玉栄(埼玉)、3位：神埼清明(佐賀)・鹿児島純心女子(鹿児島)

女子個人

優勝：奈良文化(奈良)、2位：兵庫大須磨ノ浦(埼玉)、3位：常葉大常葉(静岡)

新潟県出場校の成績

女子団体

東京学館新潟：17位、北越：26位

女子個人

東京学館新潟：28位、関根学園：39位

2 大会開催について

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、無観客の開催とした。
- ・新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、大会を運営した。

和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について（報告）

市立学校において発生した事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法に基づき、下記のとおり市長が専決処分をし、議会に報告します。

記

- 1 専決処分日 令和3年7月15日
- 2 報告議会 令和3年9月議会定例会
- 3 報告内容

事件	相手方	損害賠償額	説明
物損事故に係る和解	新潟市在住1名	201,168円	<p>事故発生日 令和3年5月13日</p> <p>発生場所 新潟市西蒲区越前浜4670番地</p> <p>相手方被害 物損</p> <p>和解年月日 令和3年7月15日</p> <p>事故概要 越前小学校グラウンド脇の除草作業中、刈払機による飛び石により、駐車してあった相手方車両のリアガラスや車体後部を損傷したものの</p>

[参考]

○地方自治法

〔議会の委任による専決処分〕

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

記

- 1 和解及び調停に関すること（ただし、併せて損害賠償の額を定める場合に限る。）。
 - 2 1件300万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 3・4 （略）

和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について（報告）

市立学校において発生した事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法に基づき、下記のとおり市長が専決処分をし、議会に報告します。

記

- 1 専決処分日 令和3年8月26日
- 2 報告議会 令和3年9月議会定例会
- 3 報告内容

事件	相手方	損害賠償額	説明
物損事故に係る和解	新潟市在住1名	35,200円	事故発生日 令和3年6月24日 発生場所 新潟市北区太田5402番地 相手方被害 物損 和解年月日 令和3年8月26日 事故概要 葛塚中学校野球部活動中、ファウルボールが防球ネットの穴を通り抜け、グラウンド近くの民家の窓ガラスを破損したもの